

# 学校給食についてのお知らせ

## 1 学校給食にかかる経費

川崎市では、学校給食法等に基づき、給食の実施に必要な施設や設備に関する経費や人件費などは公費で負担し、食材料費のみを学校給食費として保護者の皆さまにご負担いただきました。

近年の物価高騰を踏まえて、令和7年度、小学校では平成30年以来、中学校では平成29年以来となる給食費の改定を行いましたが、令和7年度については、国の重点支援地方交付金を活用することで、保護者の負担は改定前からの金額に据え置きとする措置を行ってきました（小学校で1食当たり317円→保護者負担は270円）

将来にわたって給食の質を維持していくことができるよう、令和8年度以降の学校給食費については、物価に連動して毎年、見直しを行うこととしています。

令和8年度の学校給食費						
校種	学年	給食回数	1食当たり		月額	年額
			令和7年度	令和8年度		
小学校	全学年	192回	317円	335円	5,900円	64,320円
特別支援学校	小学部	183回	317円	335円	5,600円	61,305円

一方で、令和8年度から小学校と特別支援学校小学部においては、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」事業がスタートすることから、国の重点支援地方交付金も活用することで、保護者の負担はなしとなります。

## 2 学校給食の停止・再開・変更について

学校給食の提供を「停止する（食べない）」「停止から再開する」「給食の内容を変更する（牛乳の停止又は牛乳のみの提供）」とする場合は、**事前に学校へ連絡の上、「学校給食費区分変更届」を提出してください。**

令和8年度は給食費の請求はありませんが、不要な食材発注を防止するため、適切な「区分変更届」の提出をお願いいたします。

### **食物アレルギー等により牛乳を停止又は牛乳のみの提供を受ける場合**

食物アレルギー等により、「給食を停止」「牛乳を停止」「牛乳のみ提供」となる場合は、「学校給食費区分変更届」を学校に提出してください。

### **傷病や長期欠席等により、連続して4日以上給食を食べない場合**

傷病や長期欠席等により、給食実施日において**連続して4日以上**給食を食べないことが予めわかっている場合は「学校給食費区分変更届」を提出してください。

### **市立学校以外へ転校する場合**

市外への転出や、私立学校へ転校する場合などは、通常の転校の手続きは必要となりますが、学校給食に関する文書の提出は原則不要です。

### **「学校給食費区分変更届」の注意点**

「学校給食区分変更届」の提出がなくても、月の初日から末日まで連続して欠席（3月・8月除く）した場合には、不要な食材発注の長期化を防止するため、全休した月の翌々月初日から食材の発注を停止します。その後、給食の再開を希望する場合には、改めて再開のための区分変更届の提出が必要となります。

#### **【問合せ先】川崎市教育委員会事務局 健康給食推進室**

電話 044-200-2539 FAX 044-200-1810  
メールアドレス 88kyusyoku@city.kawasaki.jp  
市HP <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121366.html>

